

第3回特別職の報酬等検討小委員会会議結果報告書

開催日時	平成17年11月21日(月) 13:30~16:20						
開催場所	古川市保健福祉プラザ 多目的ホール						
委員の出欠 出席者 欠席者	委員長 (田尻町住民代表)	白旗 成典		委員 (団体代表)	手代木 悟		
	副委員長 (古川市住民)	進藤 恵美		委員 (団体代表)	山田 成樹		
	副委員長 (団体代表)	高橋 克幸		委員 (団体代表)	佐藤 光利		
	委員 (松山町住民)	佐々木 芳子		委員 (団体代表)	青木 しづ江		
	委員 (三本木町住民)	鹿野 知巳		委員 (団体代表)	中鉢 照子		
	委員 (鹿島台町住民)	鈴木 雄一		委員 (古川市住民代表)	門脇 基		
	委員 (岩出山町住民)	中川 京子		委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美		
	委員 (鳴子町住民)	大江 征一		委員 (三本木町住民代表)	栗原 和子		
	委員 (田尻町住民)	齋藤 鈴男		委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲		
	委員 (団体代表)	相澤 成典		委員 (岩出山町住民代表)	氏家 登志子		
	委員 (団体代表)	松本 信輔		委員 (鳴子町住民代表)	八鍬 利恵		
				出席者20名・欠席者1名			
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透					
総務班: 班長 伊藤英一, 班員 高橋勝							
広報広聴班: 班員 菅原和成							
傍聴者	一般1名・報道関係2名						
委員長の署名							

会議次第

1 開 会
2 開会の挨拶
3 報告事項等 (1) 大崎1市6町における特別職の給料及び報酬の現況について (2) 大崎1市6町, 類似団体及び近隣3市における特別職の手当, 旅費及び費用弁償について
4 協議事項等 (1) 大崎市の特別職の報酬等について (2) 次回会議の開催について (3) その他
5 閉会の挨拶
6 閉 会

議事の概要

- 1 開会・・・総務班 高橋（司会進行）
- 2 開会の挨拶・・・特別職の報酬等検討小委員会 白旗成典委員長
- 3 報告事項等・・・議長 白旗委員長
(1) 大崎1市6町における特別職の給料及び報酬の現況について
事務局伊藤班長より，別紙1に基づき説明。
原案のとおり確認。

- (2) 大崎1市6町，類似団体及び近隣3市における特別職の手当，旅費及び費用弁償について
事務局伊藤班長より，別紙2に基づき説明。
原案のとおり確認。ただし，次回において協議するための参考資料として，財政シミュレーションを提出することとした。

【意見等の概要】

八鍬委員：「一般職の職員の例による」や「宮城県市町村職員退職手当組合法による」とあるが，内容について説明いただきたい。

事務局伊藤班長：本日の資料と一緒に提示すべきだったが，次回小委員会の開催前に事前配布させていただきたい。1市6町の現況では，額や内容がそれぞれ違っている状況であり，特別職の手当等を検討する際の参考としていただきたい。

八鍬委員：これまでの公用車での特別職の送迎については，新市では市長だけとなるのか伺いたい。

事務局佐藤事務局長：古川市の例では，これまで公用車を使用しているのは市長と議会議長だけである。市長と議会議長には専属の職員がおり，助役等は自分で公用車を運転している。新市でどのようにするかについては，今後の検討となる。

角田委員：日当・宿泊料・旅費・費用弁償はどのような違いがあるのか，説明していただきたい。

事務局伊藤班長：日当については，1市6町の取扱いに違いはあるが一般的には距離に応じて全日当と半日当に区分して支給され，宿泊料については宿泊した場合に支給されるものである。旅費は常勤特別職に，費用弁償は非常勤特別職に支給される交通費であり，呼び方が違うだけで同じものである。

白旗委員長：外国旅行とあるが，旅行という標記で良いのか伺いたい。

事務局岡本次長：田尻町の条例に記載されているものであり，一般的にも使用する表現である。

松本委員：新市で入ってくる予算が見えない。特別職の予算の総枠が把握できていない。利益を出す団体ではないのに期末手当という項目は納得できない。年間いくらという方が良い。期末手当という項目で支給しなければならないものなのか。景気が悪いので1市6町では何%ということで減額している。それだけ財政が逼迫している中で，期末手当をもらったのかという判断を市民がしないで済むように年間いくらとすれば，納得がいくのではないか。金額を減らせということではなく，大崎市という広い地域になるので，これまで以上に経費がかかると思う。職員は将来的には減らすが，減らさないでスタートする。また，一覧にある特別職で仕事をするということであるが，1市6町ではどのくらいの経費がかかっている，新市ではどのくらいになるという大枠でのものがないと，合併は費用を抑えるということが一つの目的だと思っている。個別に現状を羅列されても，私たちの勘違いで100万円だったのが，105万円や110万円となったのでは本末転倒になる。

青木委員：寒冷地手当など細かく項目があるが，項目の中でなくす事ができるものはないのか伺いたい。

事務局佐藤事務局長：公務員の場合は，収入に対するものという考え方ではない。地方自治体では，国で作っている給与体系が基本となっている。県には人事委員会，国では人事院があり給与体系の骨格を成している。期末手当を出すか出さないかについては，それぞれの自治体で議会の議決によって条例で決めることとなっている。期末手当を出さない場合には，どのように総合的な

給与体系を作るかという抜本的な問題となる。協議会では10年間の財政シミュレーションを出している。報酬額については、仮置きで古川市を基準として推計している。報酬額を決めてからでないと最終的な総額は出ないということをご理解いただきたい。手当の関係については、古川市の場合では様々な手当があったが、整理をして削減をしてきている。寒冷地手当については国での見直しがあり、手当支給に馴染まない地域については削減されており、各市町でそれぞれ条例に反映している。

松本委員：まだ組織が決まっていない部分もあり、正確な金額は出ないと思うが、積み上げ方式はこれだけかかるということではないのか。これを決めた私たちには責任が出てくる。

門脇委員：会社経営にあたっては、社員規定や職務規定があり日当や宿泊料が規定されている。会社であるので、無いときにはカットするというのは基本である。報酬についても同様である。ただし、行政の場合は違う。この小委員会がどういうものであるのか、明確にルールを決めておかなければならない。古川市に準じてということを決めた。この基準があれば終わってしまう小委員会である。何を議論できるのかとなると、この部分についてはこういう理由で古川市に準じて決めるとか、こういう理由で別の額とするということが必要である。事務局としては、大崎市となつてからの同規模の市や合併が終わった市の結果をつけて議論して下さいとなる流れについては、仕方がないことだと思っている。経営感覚や行政のあり方を頭に描くと、今の時代に合っているのかどうかということになり、歳入歳出のバランスをみて決めて良いものかどうなのかについても最初に決めるべきである。10年間の財政シミュレーションをしており、人件費の部分についての説明をしてスタートするしかないのではないかと思う。財政シミュレーションは古川市に準じて作られていたと思う。こういうものを見比べて、これは法律に基づいて決めてあることだから、この率を決めてくださいということを委員長・副委員長と打ち合わせておかないと、毎回同じ議論をスタート時点でやっていると決めたいこともいっぱいある。また、事務局も右往左往してしまうというここ2回の流れがあると思う。その辺の精査を事務局も含めて委員長、副委員長で進めていただきたい。何を決めるのかということだと思ふ。

事務局佐藤事務局長：何人の委員で何回会議を開催するかで報酬の総額が出る。平成16年度の1市6町の決算額は出ている。報酬額が決めていただかないと総額を出すところまではいかないものである。月額である教育委員や議員については出すことができるが、日額については何回会議を開催するかによって変わるので難しいというものである。また、例えば教育委員については、現在28人であるが新市では4人となるということがあり、議員についても人数が減ることとなるので、委員の数は相当少なくなるものである。開催回数なども分からないと総額の把握ができないので、すぐには出せない状況だということをご理解いただきたい。

白旗委員長：財政シミュレーションについては、協議会においては出されている。これに基づいて幹事会や総務部会で検討された結果、項目を挙げてきたものについて私たちが議論するという役割だと思う。松本委員の意見についてはまったく議論されていないものではなく、違った場所ではあるが議論されているものである。

松本委員：大崎市となつて広域となることから、鳴子の方は移動距離も長くなり、これまで半日だった会議が1日がかかりとなるのではないか。余裕があるならば、この後出てくる日額5,000円についてはもっと高くしても良いのではないか。

白旗委員長：合併段階で費用対効果が明らかに出てくれば問題ないのであるが、その日から財政が黒字になるということではなく、10年間という財政シミュレーションで検討していかなければならない部分もある。歳入歳出のバランスをとらなければならないということは理解できるが、協議会で財政シミュレーションが出されているうえで、特別職の報酬等を決定してほしいということで附託されているとご理解いただきたい。また、松本委員への回答となるか分からないが、協議会での財政シミュレーションを提出することとするので、ご覧になっていただきたい。協議会では、合併協定に従って進んでいるので、あくまで参考資料であることをご理解いただきたい。

第1回小委員会において件数が多いということと全ての職務内容を把握しているということ

ではないということから，事務局に案を提示していただくこととした。本日は 110 件ほど協議しなければならないが，提示された金額は，どのような観点であるかについて説明をいただくこととする。我々は，一つ一つ吟味しなければならないが，事務局の考え方に妥当性があるかどうか，私たちがこの資料について議論した考え方と大きく相違がなければ，事務局の案とするという流れになる。事務局の案だけではなく，あらゆる可能性について考え方を出すのが我々の協議の内容だと思う。

事務局伊藤班長：手当，旅費及び費用弁償については，本日は現況の説明だけであり，次回に協議していただくこととしている。只今，要望のあった資料については準備をしておらず，申し訳なく思っている。財政シミュレーションについては，次回小委員会へ提出させていただく。

大江委員：住民代表として出席しているが，小委員会の回数を経るごとに事務局の説明が専門的になってきており，分かりにくくなってきた。最初に戻って一つ一つ議論していかないと進まないのではないか。

白旗委員長：本日の資料は，各市町の助役及び総務課長等で構成している幹事会で精査したものとなっている。当初約 300 の特別職等があったが 150 程度に絞り込んで資料として挙がってきている。さらに，資料の中から約 20 の項目が統廃合となっている。こういった状況からも財政シミュレーション上はスリム化の方向に向かっていると思う。なお，最終的なシミュレーションについては，小委員会の協議を経て一つ一つ積み上げていくしかなく，時間をいただきたいということをご理解いただきたい。

4 協議事項等・・・議長 白旗委員長

本日の協議の進め方について

事務局総務班伊藤班長より，前回会議の概要及び会議の進め方について説明。

別紙 1 の中で「大崎市」欄に網掛けされている部分については，前回の小委員会において決定していただいたものである。選挙管理委員会については月額で提案したが，労働の対価である日額とすべきとの結論となったものである。

会議については，日額 5,000 円として提案しているものについて一括して協議をしていただき，その後，それ以外の部分について 1 ページごとに協議することとしたい。なお，額の欄に「協議中」と記載しているものについては，次回の小委員会で協議していただくこととする旨の説明。

説明のとおり確認。

(1) 大崎市の特別職の報酬等について

日額 5,000 円とするもの：地籍調査実施委員会委員，国民健康保険運営協議会委員，民生委員推薦会委員，介護保険運営協議会委員，老人ホーム入所判定委員会委員，健康福祉推進協議会委員と健康づくり推進協議会委員を統合した健康福祉推進協議会委員，ひとりぐらし老人等緊急通報システム運営委員会委員，児童福祉審議会委員と児童館運営審議会委員を統合した児童福祉審議会委員，母子保健連絡協議会委員，健康増進計画策定委員会委員，障害児保育指導委員会委員と障害児保育検討委員会委員を統合した障害児保育検討委員会委員，第三者委員，環境審議会委員と公害対策審議会委員と公害対策協議会委員を統合した環境審議会委員，リサイクルデザイン工房運営委員会委員，産業経済振興審議会委員と農政審議会委員と農業・農村振興対策審議会委員を統合した農業・農村振興対策審議会委員，蕪栗沼農産物被害認定委員会委員，標準小作料設定協議会委員，農村地域工業導入促進審議会委員と企業誘致対策審議会委員と工場誘致審議会委員を統合した企業誘致対策審議会委員，商工振興審議会委員と観光審議会委員を統合した商工観光審議会委員，都市計画審議会委員，公共事業評価監視委員会委員，指定管理者選定委員会委員，水道事業運営審議会委員，社会教育委員，青少年問題協議会委員，青少年センター運営

協議会委員，勤労青少年ホーム運営委員会委員，学童農園運営委員会委員，公民館運営審議会委員と地区館運営協議会委員を統合した公民館運営 審議会委員，生涯学習審議会委員，図書館協議会委員，文化財保護委員会委員，市民ギャラリー運営委員会委員，スポーツ振興審議会委員，就学指導委員会委員，心身障害児就学指導委員会委員，学校評議員，学校給食運営審議会委員，学校給食センター運営委員会委員，幼児教育推進協議会委員，奨学事業運営委員会委員，奨学資金貸与選考委員会委員，住居表示審議会委員，総合計画審議会委員，特別職報酬等審議会委員，行政改革推進委員会委員と行政改革懇談会委員を統合して行政改革推進委員会委員，男女平等推進審議会委員，岩出山地区市営バス運営 協議会委員，交通安全対策会議委員，防災会議委員と水防協議会委員を統合して防災会議委員，水害に強いまちづくり事業推進協議会委員

額については，古川市の額を考慮して日額 5,000 円とする旨の説明。

原案のとおり確認。

【意見等の概要】

門脇委員：前回会議で宿題となっていた，1日と日額の違いについて伺いたい。

事務局伊藤班長：1日と日額は同じ意味であるので，日額と訂正させていただきたい。なお，1日となっているのは，投票所の投票管理者，期日前投票所の投票管理者，投票所の投票立会人，期日前投票所の投票立会人となっている。

白旗委員長：1日とあるのは，日額と訂正することとする。

相沢委員：現在，会議時には旅費等が支給されていると思うが，大崎市ではどのようになるのか伺いたい。

事務局岡本次長：旅費については，次回小委員会へ具体的な事務局案を提示する予定である。JRやバスを使った場合には実際にかかった費用を支給し，車を運転してきた場合には，1Kmあたり37円を支給することで検討をしている。

進藤副委員長：委員の活動はどの程度を想定しているのか。以前に古川市の委員をしていた時には1回の会議が2～3時間程度で2～3回の開催であった。5,000円というのは，鳴子町から比べると低い額であり，類似団体と比較しても低いと思う。委員の中には専門的な仕事をしている方もおり，2～3時間で5,000円ではあわないという方もいた。ボランティア的な要素もあると思うが，委員の活動の実態についてどのように考えているか伺いたい。

事務局岡本次長：諮問に対して答申を行うものや，広く市民の意見を伺う委員会の委員について，日額5,000円として提案している。開催回数については，それぞれの委員会によって異なるものであり，職務内容によって2～3回であるものや1回だけのものもある。鳴子町では7,800円であるが4,500円の町もあり，事務局としては調整方針に基づいて古川市の例である日額5,000円としたものである。また，専門的な知識を有する方については，金額に違いがある場合もあり，資格要件が必要な委員については5,000円以外の額で提案する予定である。

白旗委員長：鳴子町については，低くなるという意見があったが，鳴子町の委員の意見を聞かせていただきたい。

八鍬委員：新市の各委員会の委員数が分からないと，総額がわからないので人数を教えてください。

事務局岡本次長：大崎市での委員数については，現在も事務方で検討している最中である。この小委員会と委員数は同時に平行して進めている事情は，ご理解をいただきたい。基本的には，例えば地籍調査実施委員会については，現在，古川市だけで地籍調査を実施しており，古川地区だけの委員会となると思う。国民健康保険運営協議会については，1市6町の委員を合計すると相当の人数となるが，新市では1つの協議会となることから委員数は減るものである。また，健康福祉推進協議会と健康づくり推進協議会を統合して健康福祉推進協議会となるが，現在の岩出山町と鳴子町にはないが，新市では岩出山町と鳴子町の区域にも制度をおくこととなるの

で、区域が広がったことを加味して委員数を決めることとなる。新市において1つの委員会となるか、地区ごとに組織するかも含めて検討中であることをご理解いただきたい。

白旗委員長：最終的な額が見えない中で検討するのは厳しいということは事実である。現在1市6町全てに設置されている日額報酬の委員については、全員が残るのではなく全体としては減るということである。また、今までは無かった地区の委員が増える場合もあるが、総合的に見ればスリム化の方向にあるのではないかと思っている。議論しにくい状況であることもあるが、基本的にはスリム化を目指しているということを確認していただきたい。

手代木委員：第三者委員についての職務内容と、予定している委員数が分かれば説明していただきたい。

事務局岡本次長：保育所の利用者等からの要望や苦情を処理するために、第三者としての委員がどのような対応や解決方法があるか意見を述べる期間である。人数については、現在検討中となっている。

松本委員：会議については、2～3時間程度ということであるが、時間をかけて協議する場合もあると思うが、3時間程度を超えた場合には別に支給される手当等はあるのか伺いたい。

事務局岡本次長：基本的には3時間程度であるが、時間が延びた場合であっても同額を支給しているのが実情である。

白旗委員長：他に意見がなければ、事務局からの提案の日額5,000円としてよろしいか。

委員：異議なし。

白旗委員長：資料の大崎市の額の欄に、日額5,000円と記載のあるものは、提案どおり日額5,000円とする。

1ページの日額5,000円以外の特別職：選挙管理委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、介護認定審査会委員

選挙管理委員会については、前回会議において月額で提案したが、労働の対価としての日額とすべきとの意見があり、再度事務局で検討したものである。検討の際には古川市の額を考慮した。古川市での平成14年度から平成17年度までの平均開催日数は29回である。古川市の報酬額から1回あたりの額を割り出すと委員長が14,000円、委員が11,000円となったものである。この額については、石巻市とほぼ同額となっている。現在各市町で28人の選挙管理委員会委員がいるが、大崎市においては4人の委員となり、4人で約10万人の選挙人名簿を確認することとなり、委員長日額14,000円、委員日額11,000円とするものである。

公平委員会については日額とするものである。1市6町では古川市にしかない委員会であり、年1回の開催となっているため、日額の算出が困難である。選挙管理委員会同様、石巻市の額を参考として委員長日額10,100円、委員日額9,800円とするものである。

固定資産評価審査委員会については日額とするものである。1市6町ではほとんどが年1回の開催となっているため、日額の算出が困難である。公平委員会同様の不服申し立てに対する職務ということから、石巻市の額を参考として委員長、委員同額の日額9,500円とするものである。委員長については任期が1年ということを配慮して同額とするものである。

介護認定審査会については、調整方針に基づき古川市の額である日額18,420円とするものである。

原案のとおり確認。

【意見等の概要】

質問・意見等なし。

白旗委員長：事務局案とすることで異議はないか。

委員：異議なし。

白旗委員長：選挙管理委員会委員長は月額 14,000 円、委員は月額 11,000 円、公平委員会委員長は月額 10,100 円、委員は月額 9,800 円、固定資産評価審査委員会委員は月額 9,500 円、介護認定審査会委員は月額 18,420 円とする。

2 ページの月額 5,000 円以外の特別職：行政区長、行政委員、民生協力委員会と民生奉仕委員と社会福祉委員会と社会福祉調査員を統合して社会福祉委員、予防接種健康被害調査委員会

行政区長については、新市においては現行の古川市の業務内容となるものであり、額についても古川市の額を参考としたものである。ただし、鹿島台町においては行政区長の他に行政委員制度がある。行政委員については平成 18 年度に限り継続して設置することが確認されている。報酬額については、行政区長が年額 228,000 円、鹿島台地区行政区長が年額 228,000 円の内 30% である 68,400 円、行政委員が 70% である 31,300 円とする。世帯割については 1 戸あたり 2,400 円、鹿島台地区行政区長が 30% である 720 円、行政委員が 70% である 1,680 円とする。事業所割については、鹿島台地区を除き 1,200 円とする。地域割については、行政区の面積等を考慮して支給するものである。市街地は支給対象とせず、1 級地 3,000 円、2 級地 6,000 円、3 級地 12,000 円とする。現状の予算と比較すると約 2,000 万円の減額となるものである。古川市の業務にあわせることにより、6 町の行政区長業務量がこれまでよりも少なくなるものである。なお、資料において鳴子町の月額 91,000 円は上限の額であり、鹿島台町の行政委員についても世帯割 1 戸 2,680 円を支給しているのを修正していただきたい。

社会福祉調査員については地域福祉にかかる日常的な調査を担当し、民生委員が委員となるものである。個人情報保護の観点から、民生委員を充てている。報酬額については、年間を通じて活動をしなければならないことから月額とし、古川市の例により総務月額 14,400 円、調査員月額 13,300 円とするものである。

予防接種健康被害調査委員会については、現在、古川市だけの設置である。古川市での委員構成は助役、医師 3 人、大崎保健所所長となっている。古川市の額は、住民検診等の基本額としている額となっている。新市の額については、古川市の例により月額 23,000 円とするものである旨の説明。

原案のとおり確認。

【意見等の概要】

中鉢委員：鳴子町の行政区長については、各役場・出張所まで配布物と取りに行き、2 Km 以上については費用弁償が支給されている。大崎市においての取扱いについて伺いたい。

事務局岡本次長：市町から行政区長への配布方法については 1 市 6 町で様々であり、配布時に会議を開催している場合もある。行政区長に来てもらうのか、または届けるのかについては会議のあり方を含めて現在検討中となっている。ただし、行政区長に取りにきてもらう場合には、費用弁償を支給することとなる。

大江委員：鳴子町では行政区長が全世帯に配布物を配っているが、古川市では行政区長の下に委員がいるときいている。大崎市ではどのような体制となるのか伺いたい。

事務局岡本次長：基本的には、鳴子町のように行政区長が配布するというを想定している。古川市の場合には、行政区に班を設けており、行政区長が班長に届けて、班長が各世帯に配布している。行政区の判断で行っている特殊なものであり、古川市全体で行っているものではない。報酬は行政区長に支給しており、班長に支給はしていない。この取扱いをはっきりさせているのが

鹿島台町の行政委員制度である。

白旗委員長：行政委員については、平成18年度はそのままの形で引き継ぐということであるが、平成19年度以降も続く場合もあるのか伺いたい。

事務局佐藤事務局長：古川市では、中心部で班長制度を作っていることが多い。現在、地域自治組織について検討しているところである。行政と住民の協働という中では、行政広報と情報をどうするかについては地域自治組織のあり方と重なる部分がある。平成18年度については行政委員制度を継続するが、一方で地域自治組織の役割や活動内容を一緒に合わせながら検討していくということになると思う。

白旗委員長：他に意見がなければ、事務局案とすることで異議はないか。

委員：異議なし。

白旗委員長：それでは、行政区長の基準額は年額228,000円、鹿島台地区の基準額は3割の年額68,400円、世帯割は1戸2,400円、事業所割は鹿島台地区の除き1戸1,200円、地域割りは1級地3,000円、2級地6,000円、3級地12,000円、鹿島台地区の地区行政委員は基準額を行政区長の基準額の7割である31,300円、世帯割を行政区長の7割である1,680円、社会福祉調査員総務は月額14,400円、調査員は月額13,300円、予防接種健康被害調査委員会は日額23,000円とする。

3ページの日額5,000円以外の特別職：学校医関係については、調整中。

学校医については、現在、医師会との調整をしており、次回小委員会への提案となる旨の説明。

説明のとおり確認。

4ページの日額5,000円以外の特別職：体育指導委員

体育指導員については、古川市では年間26回の出勤となっており、年間を通して活動をしている。報酬額については、古川市では31,000円、松山町では47,500円となっている。平均額である年額38,000円を事務局案とする旨の説明。

原案のとおり確認。

【意見等の概要】

質問・意見等なし。

白旗委員長：事務局案とすることで異議はないか。

委員：異議なし。

白旗委員長：体育指導員については、年額38,000円とする。

5ページの日額5,000円以外の特別職：吉野作造記念館名誉館長、有備館名誉館長

吉野作造記念館名誉館長については、古川市に設置されているものであり、井上ひさし氏が名誉館長となっている。年1～2回「井上ひさしの吉野講座」を開催している。以前は100万円であったが、現在は60万円となっている。額については古川市だけの設置であり、現行の年額600,000円とする。

有備館名誉館長については、岩出山伊達家の当主が名誉館長となっており、有備館の前所有者である。現在は町に移管されている。年間を通して、伊達に関わる様々な行事の際に有備館名誉館長として携わっている。額については岩出山町だけの設置であり、現行の年額200,000円とする。

地区公民館長、公民館分館長については調整中であり、次回小委員会への提案となる旨の説明。

原案のとおり確認。

【意見等の概要】

手代木委員：それぞれの名誉館長の報酬額のほかに、日当や旅費を支給しているのか。

事務局岡本次長：年報酬の中に交通費も含まれている。有備館名誉館長については、岩出山町在住である。

白旗委員長：吉野作造記念館名誉館長については、年1～2回ということであるが、年報酬という考え方で良いのか。1回あたりという考えもあると思うがどうか。

事務局佐藤事務局長：井上先生は、吉野作造の研究者として知られている。全国への体外的なイメージアップや色々な方々とのネットワークなど、ソフトな面ということもある。講座については、固定的に回数を決めているということではなく、最低1回となっている。

白旗委員長：他に意見がなければ、事務局案とすることで異議はないか。

委員：異議なし。

白旗委員長：吉野作造記念館名誉館長については年額600,000円、有備館名誉館長については年額200,000円とする。

6ページの日額5,000円以外の特別職：情報公開等審査会委員、個人情報保護審査会委員

情報公開等審査会については情報公開の請求に対しての開示について不服を申し立てられた場合に公平な決定をする機関である。個人情報保護審査会については個人情報の開示についての不服申し立てを審査する機関である。委員構成は両審査会とも、大学教授、弁護士、住民代表となっている。住民代表は様々な見識のある方をお願いしていることから、委員ごとの額の差はないものである。古川市での会議開催は、平成15年度3回、平成16年度7回となっているが、年間を通じて各委員から指導をいただいていることから年額とするものである。額については、古川市の例である、年額81,000円とする。

財産調査委員会委員、安全活動等援護審議会委員、消防団、交通指導隊、防犯実働隊、入札監視委員会委員、保健推進員、病院外部評価委員会委員については、調整中である旨の説明。

原案のとおり確認。

【意見等の概要】

質問・意見等なし。

白旗委員長：事務局案とすることで異議はないか。

委員：異議なし。

白旗委員長：情報公開等審査会及び個人情報保護審査会については、年額81,000円とする。

(2) 次回会議の開催について

事務局岡本次長から、資料(P1)に基づき説明。

確認事項

次回会議の開催については、協議の結果、正副委員長に一任することとした。

(3) その他

栗原委員：議会議員の政務調査費の額について、次回に教えていただきたい。

事務局佐藤事務局長：政務調査費については、現状をまとめて資料として提出させていただくこととする。

5 閉会の挨拶・・・進藤副委員長

6 閉会・・・総務班 高橋

